

第2章 特掲診療料 第12部 放射線治療 第1節 放射線治療管理・実施料
M002 全身照射（一連につき）

M002 全身照射（一連につき）	30,000 点
------------------	----------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和4年3月4日 保医発0304第1号）

告示	通知
注 造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。	全身照射は、1回の造血幹細胞移植について、一連として1回に限り算定できる。